## 規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令	うの名称	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令
政策	<b>筒の名称</b>	法対象事業に風力発電事業を追加
担力	当部局・評価者	環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草
15-2		電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp
評估	<b>西実施時期</b>	平成23年8月2日(分析対象期間:改正法の施行後10年を目途として見直しを行う期間を想定。)
規制	削の目的、内容及び	必要性並びに生じる費用、便益
目	的	風力発電事業については、騒音や鳥類の衝突事故(バードストライク)等の被害が報告されていることから、環境影響評価法の対象事業として追加することで、透明性の高い環境影響評価がなされることを確保し、住民の理解と受容が一層進み、環境と調和した形での風力発電所の健全な立地を促進する。
内	容	風力発電設備の設置又は変更の工事の事業を、環境影響評価法の対象事業に追加する。
	関連条項	改正法第2条第2項第1号ホ
必要	更性	風力発電設備からの騒音・低周波音については、騒音についての環境基準を満たしている場所においても、健康被害の苦情等が発生している事例がある。また、風況が良く風力発電に適した地点は、渡り鳥のルートや希少な鳥類の生息地と重なることがあり、現に鳥類が風力発電設備の羽根に衝突する事故が報告されている。さらに、風力発電所が自然度の高い地域に立地することで、土地の改変に伴う動植物の生息・生育環境や水環境に対する影響が懸念されている。このほかにも、風力発電設備は相当の高さがあり、かつ、見通しの良い場所に設置される場合が多いことから、景観への影響に関する問題が生じている事例がある。特に、現在行われている自主的な環境影響評価では、評価すべき評価要素、評価すべき段階が適切でない等のために地元調整が難航し、それによって立地が進まなくなっているケースも少なくない。早い段階で事業の実施に伴う環境影響を把握することや、地域住民等の意見を聴いてその理解を得ることが、円滑な事業の実施に資するものであることから、透明性の高い環境影響評価がなされることを確保する必要がある。
費	用	
	遵守費用	環境影響評価法に定める法対象事業の要件に合致する場合、事業者が環境影響評価手続を実施することとなるが、地域特性を踏まえて必要な項目についての十分な評価となるよう適切な重点化・絞り込みを図り、効率的・効果的かつ適切な環境影響評価が実施されることを想定している。また、行政機関においても、審査期間の短縮化への努力や地域に生息・生育する動植物や生態系等に関する基礎的な情報整備を国が促進することで、事業者にとって過度の負担とならないよう留意する予定。これにより、環境影響評価の実施において一定の水準が確保され、透明性の高い環境影響評価がなされることで、住民の理解と受容が一層進み、円滑な事業の実施に資するものである。
	行政費用	環境大臣及び許認可等権者が、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとなり、それに伴う体制の増強に係る費用が想定される。 また、地域に生息・生育する動植物や生態系等に関する基礎的な情報整備の促進に係る費用が想定される。
	その他の費用	特になし
便	益	透明性の高い環境影響評価が確保され、住民の理解と受容が一層進み、環境と調和した形での風力発電所の健全な立地が促進されることが期待される。

Eされる	5代替案					
事業	者の自主的な取	組に委ねることが考えられる。				
費	用					
	遵守費用	現行でも、事業者が自主的に環境影響評価手続を行っている事例があるが、評価すべき評価要素、評価すべき段階が適切でない等のために地元調整が難航し、それによって立地が進まなくなっているケースも少なくなく、結果的に事業者の費用が増大し得る。また、国による基礎情報の整備等の対応がない場合、その分の費用が増大することになる。				
	行政費用	新たに発生する費用はない				
	その他の費用	透明性の高い環境影響評価が行われないことにより、事業者による地元調整が難航し、今後ますます風力発電設備の立地が困難となる可能性がある。				
	便益	事業者が自主的に環境影響評価手続を行った場合は、当該事業に係る一定程度の配慮がなされることとなる。				
費	用 遵守費用					
	行政費用					
	その他の費用	<b></b>				
	便益					
	事業	費 用   遵守費用 行政費用   その他の費用 益   費 用   一行政費用 行政費用   その他の費用 その他の費用				

## 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

本改正事項により、事業者による環境影響評価手続の義務が生じるものの、透明性の高い環境影響評価が確保され、住民の理解と受容が一層進み、環境と調和した形での風力発電所の健全な立地が促進されることが期待される。

代替案においては、現に自主的な環境影響評価手続が実施されているが、風力発電事業が様々な環境影響に関する苦情や問題の原因となっており、特に自主的な環境影響評価が十分にカバーしていない領域で地元調整が難航し、それによって立地が進まなくなっているケースも少なくないことから、自主的な取組では、風力発電事業に伴う環境影響を把握することや、地域住民等の理解を得ることが十分に実施されないと考えられる。法による義務化を通して、法の対象とする規模の事業については透明性の高い手続を課すことで、事業に係る環境の保全の観点からの適正な配慮がなされるよう確保することが可能となり、環境と調和した形での風力発電所の健全な立地が促進されるため、本改正事項の方が便益が大きいといえる。

## 有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべきである。」と明記されている。

## レビューを行う時期又は条件

改正法の附則に定められている改正法の施行後10年を経過した場合にあわせてレビューを行うこととする。

備	考				